

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

令和2年(2020年)

目 次

議案第 77 号 市道路線の廃止について.....	5
議案第 78 号 市道路線の認定について.....	8
議案第 79 号 不動産の取得について.....	11
議案第 80 号 指定管理者の指定について.....	15
議案第 81 号 飲食用カン・BIN収集運搬及びコンテナ配布業務委託に起因する 事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について	16
議案第 82 号 耐震診断業務委託に係る損害賠償請求訴訟の提起について	17
議案第 83 号 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例の制定について ..	18
議案第 84 号 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について.....	25
議案第 85 号 鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第 86 号 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について.....	29
議案第 87 号 鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に ついて.....	31
議案第 88 号 鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市職員の退職手当に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第 89 号 鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第 90 号 令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第12号）	60
議案第 91 号 令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第13号）	69
議案第 92 号 令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第14号）	71
議案第 93 号 令和元年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会 計補正予算（第 1 号）	75
議案第 94 号 令和元年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） ..	78
議案第 95 号 令和元年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	81
議案第 96 号 令和元年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)	84
議案第 97 号 令和元年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 7 号）	87
報告第 13 号 道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の 決定に係る専決処分の報告について.....	91

議案第 77 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和2年（2020年）2月12日提出

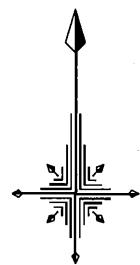
鎌倉市長 松尾 崇

廃止市道路線

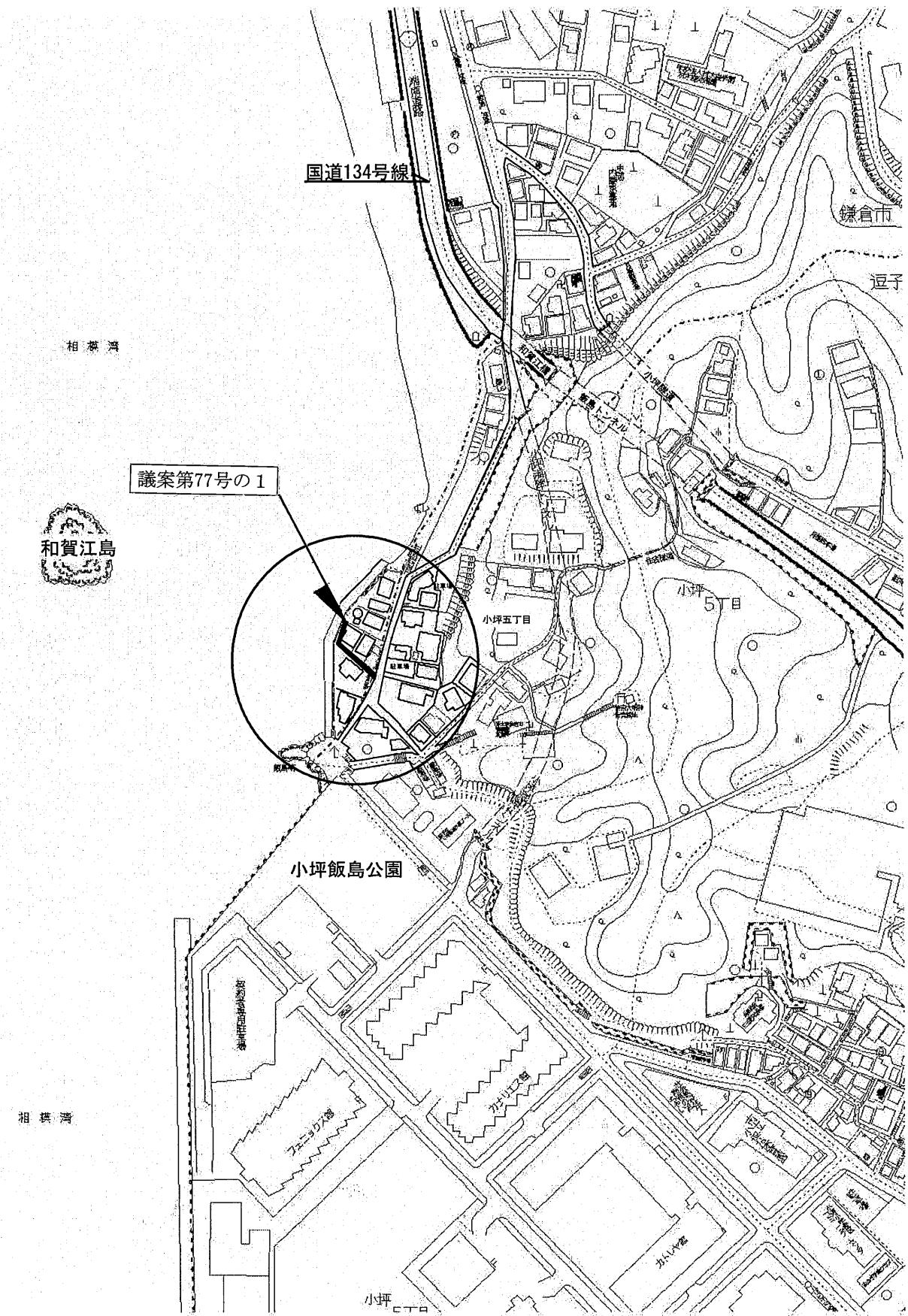
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	材木座 六丁目	889番	材木座 六丁目	891番	1.78～2.32	38.00	73.87	4

案内図

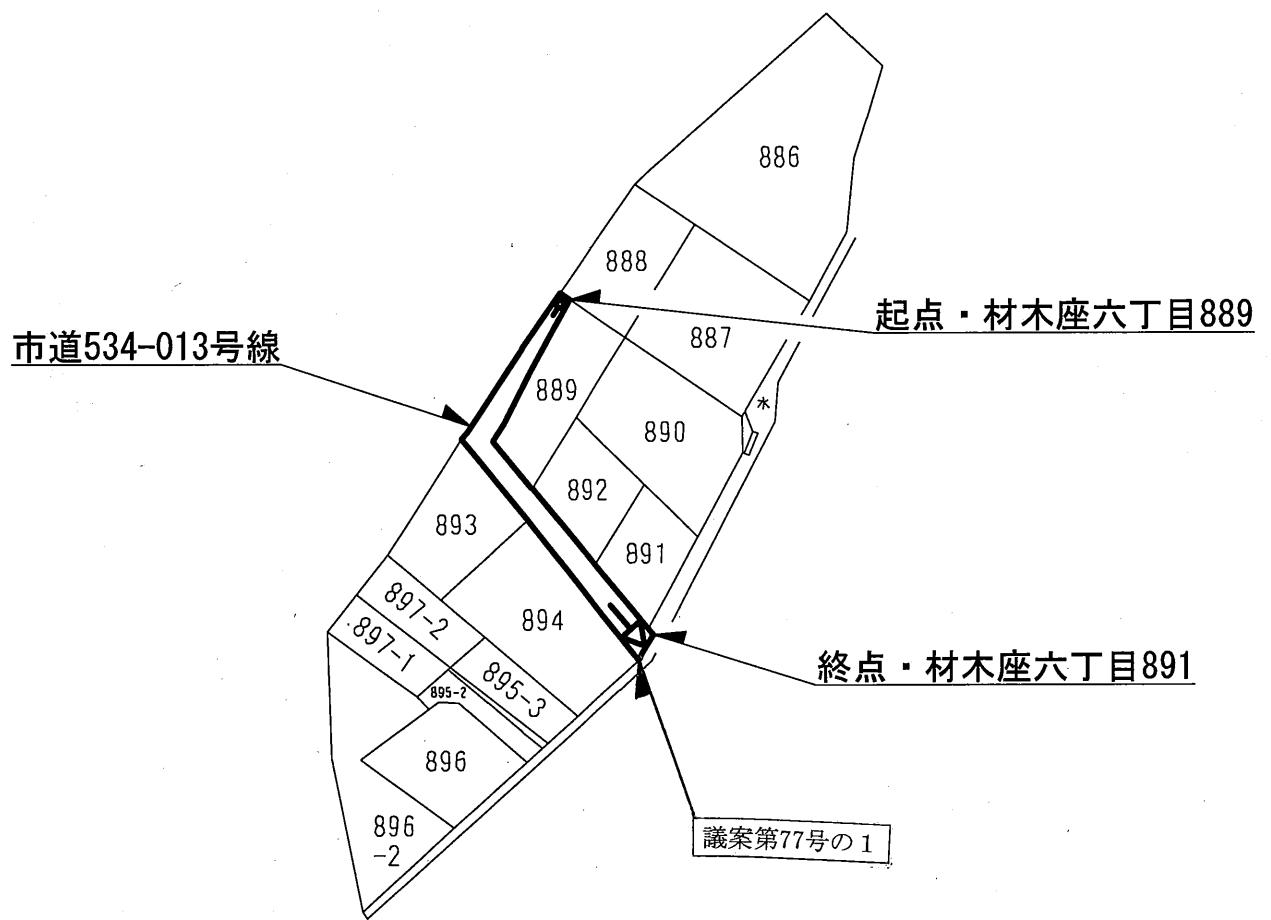
図面番号 4



凡例 ■ 廃止箇所



公図写
図面番号4



議案第 78 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和2年（2020年）2月12日提出

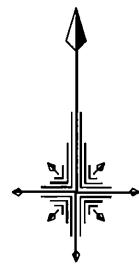
鎌倉市長 松尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	材木座 六丁目	893番	材木座 六丁目	891番	1.98～2.32	17.47	35.79	5

案内図

図面番号5



凡例 ■ 認定箇所

国道134号線

相模湾

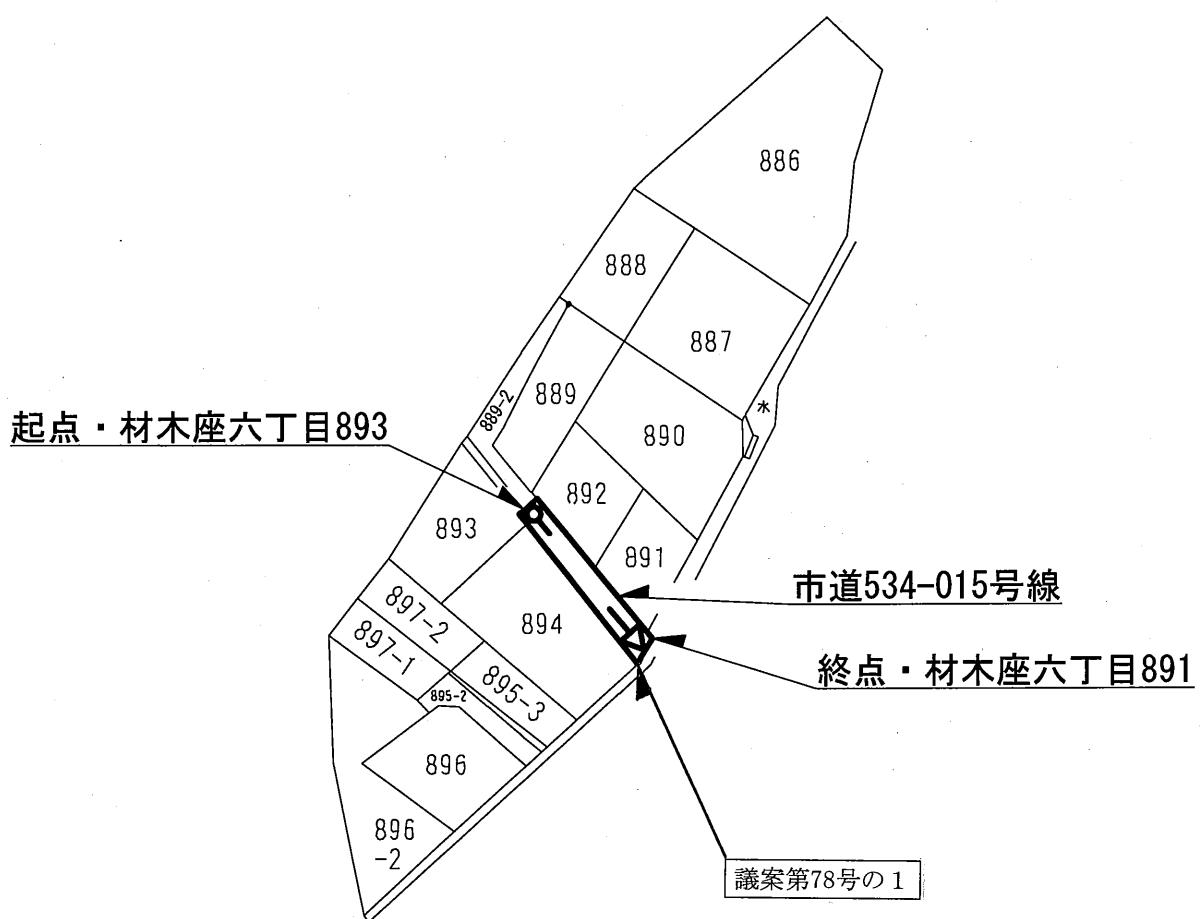
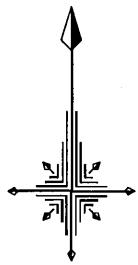


議案第78号の1

小坪飯島公園

相模湾

公図写
図面番号 5



不動産の取得について

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和2年(2020年)2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字台峯2819番2 外7筆	山林 外	5,359.94m ² (約1,624.2坪)	5,359.94m ² (約1,624.2坪)

(別紙「用地取得リスト」のとおり)

2 取得価格 113,094,734円

3 所有者 鎌倉市御成町18番10号

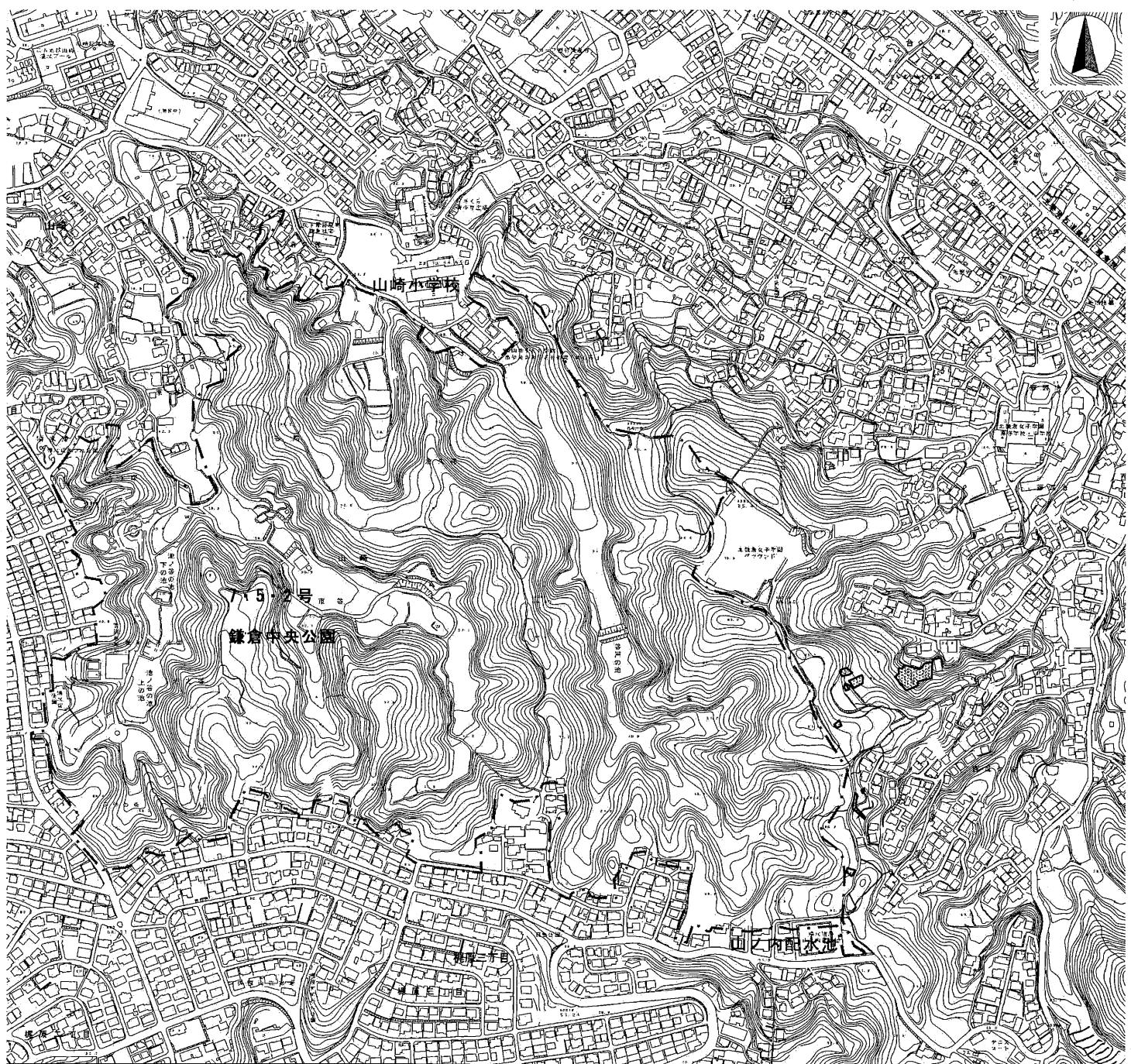
鎌倉市土地開発公社

用地取得リスト

番号	地 番	地 目	公簿面積 (m ²)	取得面積 (m ²)	所有者
1	山崎字台峯 2819番2	山林	4.72	4.72	鎌倉市土地開発公社
2	山ノ内字西瓜ヶ谷 994番22	山林	3,518.00	3,518.00	鎌倉市土地開発公社
3	山ノ内字西瓜ヶ谷 1011番6	畠	41.00	41.00	鎌倉市土地開発公社
4	山ノ内字西瓜ヶ谷 1012番1	畠	112.00	112.00	鎌倉市土地開発公社
5	山ノ内字西瓜ヶ谷 1013番2	畠	628.00	628.00	鎌倉市土地開発公社
6	山ノ内字西瓜ヶ谷 1014番	畠	347.00	347.00	鎌倉市土地開発公社
7	山ノ内字西瓜ヶ谷 1025番1	山林	705.00	705.00	鎌倉市土地開発公社
8	山ノ内字西瓜ヶ谷 1025番15	山林	4.22	4.22	鎌倉市土地開発公社
			5,359.94	5,359.94	

案内図

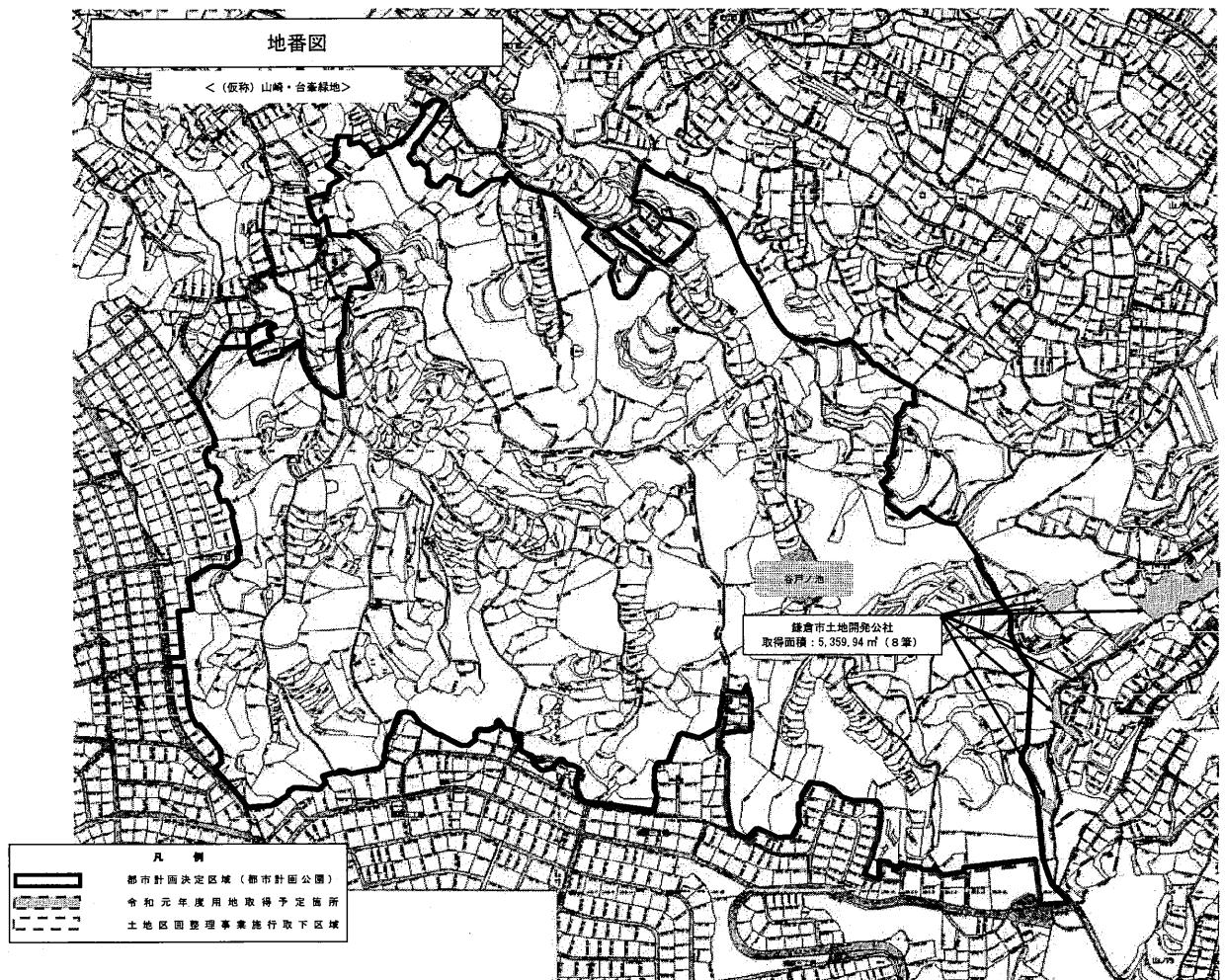
〈(仮称) 山崎・台峯緑地用地〉



都市計画決定区域



令和元年度用地取得予定箇所



4
+

議案第 80 号

指定管理者の指定について

鎌倉市放課後子どもひろばたまなわ・たまなわ子どもの家「うさぎ」の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 2 年（2020年）2月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市放課後子どもひろばたまなわ・たまなわ子どもの家「うさぎ」

2 指定管理者となる団体

横浜市西区北幸 1-4-1 天理ビル 9F

株式会社明日香

代表取締役 萩野吉俗

3 指定の期間

令和 2 年（2020年）12月 1 日から令和 8 年（2026年）3月 31 日まで

議案第 81 号

飲食用カン・бин収集運搬及びコンテナ配布業務委託
に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額
の決定について

平成30年（2018年）9月4日、[REDACTED]先で発生した飲食用カン・бин収集運搬及びコンテナ配布業務に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和2年（2020年）2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 損害賠償の額 322,900円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]

耐震診断業務委託に係る損害賠償
請求訴訟の提起について

次のとおり、耐震診断業務委託に係る損害賠償請求訴訟を提起する。

令和 2 年（2020年）2月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

原告 鎌倉市

被告 [REDACTED]
[REDACTED]

2 訴訟提起の理由

鎌倉生涯学習センターの耐震診断業務委託における構造耐震指標の誤算出が不法行為に該当するものとして、委託契約額及び遅延損害金を損害額として支払いを求めるもの。

3 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。

議案第 83 号

子どもがのびのびと自分らしく育つまち
鎌倉条例の制定について

子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年）2月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

全ての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく育つことができるよう、子どもを支援するため、基本理念、基本となる施策等必要な事項を定めるものである。

子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例

全ての子どもは、限りない可能性を持っています。子ども一人一人が自らの可能性に気付き、これを伸ばし、夢や希望を持ち続けて主体的に生きていくためには、愛情をもって大切に育てられなければなりません。

子どもが豊かな人間性及び社会性を身に付け、自分らしく成長するためには、地域社会から適切な支援を受けるとともに、児童の権利に関する条約の考え方のつとり、一人の人間として尊重されなければなりません。

鎌倉市は、豊かな自然に囲まれています。また、歴史を今に伝えるものがたくさん残っており、子どもが豊かに成長していくには、大変恵まれた環境にあります。

私たちは、鎌倉市の恵まれた環境を生かして、さらに子どもが大切にされ、育つていけるように、地域社会の全ての人がその役割を果たし、子どもを総合的に支援することができるようこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、全ての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく安心して育つことができるよう、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の責務や役割を明らかにし、子どもへの支援を総合的かつ継続的に推進するための基本となる施策を定めることにより、子どもの育つ環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 子どもが育つ地域に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設の関係者 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが通所し、通園し、通学し、又は入所することにより学び、育ち、又は支援を受けるための施設の設置者、管理者、職員等をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 子どもへの支援は、次に掲げる基本理念に基づくものとする。

- (1) 子どもが、障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめ等を受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、一人の人間として尊重されること。
- (2) 子どもが、心身の健やかな成長を妨げられることがないよう、子どもの最善の利益が追求され、児童虐待を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。
- (3) 子どもが、成長の段階に応じて学び、生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けること。
- (4) 子どもが、何を思い、何を感じながら行動し、又は活動しているのか理解され、一人一人の個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。
- (5) 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第4条 市は、子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、子どもに関する総合的かつ継続的な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるとともに、支援体制を確保するよう努めるものとする。
- 3 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うよう努めるものとする。
- 4 市は、子どもに関する施策、事業その他の取組について、子どもの意見に耳を傾け、子どもが参加できるように努めるものとする。
- 5 市は、地域社会における子どもに関する課題について、関係機関等と情報を共有し、協働して解決に努めるものとする。この場合において、市は、個人情報の扱いについて、特に配慮しなければならない。

(保護者の役割等)

第5条 保護者は、子どもの最善の利益を考えるとともに、子どもの人格を尊重し、子どもの言葉、表情、しぐさ等から子どもの思いを理解し、子どもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、家庭が子どもの人格形成における基本的な役割を有しているこ

とを認識するとともに、子どもが豊かな人間性及び社会性を身に付けて成長できるよう、より良い家庭環境づくりに努めるものとする。

- 3 保護者は、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える等、子どもの利益を侵害する体罰や児童虐待を行ってはならない。

(地域住民等の役割)

第6条 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であり、地域社会の担い手となることを認識し、地域社会が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場となり、子育て家庭にとって安心して子育てをすることができる場となるよう努めるものとする。

- 2 地域住民等は、子どもが安全で安心して生活することができる地域の環境づくりに努めるものとする。

- 3 地域住民等は、子どもの成長に関して、子どもと保護者へ向けた情報及び知識の共有並びに交流及び相談等の支援に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、また能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援に努めるものとする。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう支援に努めるものとする。

- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、差別、児童虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るとともに、市及び関係機関等と連携し、子どもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、雇用する従業員が当該従業員の子どもと接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、地域社会の一員として、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び他の事業者が行う子どもの健やかな成長のための取組に協力するよう努めるものとする。

第3章 全ての子どもを支援するための施策

(子どもの育ちの支援)

第9条 市は、子どもが健やかに育ち、学ぶことができるよう、安全で安心な環境づくりに取り組むとともに、社会の一員、社会の担い手として自立するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、全ての子どもと保護者に対して、それぞれの環境や状況に応じ、子どもが安心して生活することができるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自分の存在と他人の存在の価値を等しく認めるとともに互いの人格を尊重し、それが主体的に生きていくことができる環境を整えるよう努めるものとする。

(特別な支援が必要な子どもへの支援)

第10条 市は、特別な支援が必要な子どもが、健やかに育ち、学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(児童虐待への対応)

第11条 市は、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、児童虐待の未然防止及び早期発見のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、児童虐待を受けている子ども又はその疑いがある子どもに対して、一人一人に寄り添った迅速な対応を行うとともに、安全及び安心の確保のために児童相談所、警察その他関係機関等との連携を強化するよう努めるものとする。

3 市は、児童虐待を受けている子ども又はその疑いがある子どもと、その保護者及び家庭に対し、適切な対応及び支援を行い、子どもが安全で安心して生活することができるよう努めるものとする。

(いじめへの対応)

第12条 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、いじめを受けている子ども又はその疑いがある子どもに対して、一人一人に寄り添った迅速な対応を行い、直ちに解決を図るものとする。

3 市は、いじめを行った子どもに対して、家庭と連携し、要因や背景を把握して、適切な助言及び支援を行うものとする。

(差別等の防止)

第13条 市は、子どもが障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないよう、互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成を目指し、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(貧困の状況にある家庭の子どもへの支援)

第14条 市は、貧困の状況にある家庭の子どもが、自己肯定感及び自尊感情を損なうことなく健やかに育ち、学ぶことができるよう、またその将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

第15条 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する課題の解決のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どもへの情報発信)

第16条 市は、子どもの地域社会への参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとする。

(子どもが意見を言える機会)

第17条 市は、子どもが自由に意見を述べ、自らの夢を気軽に語ることのできる機会又は身近な大人や仲間が代弁できる機会を設けるものとする。この場合において、市は、秘密を守るなど、子どもの不利益にならないよう、特に配慮しなければならない。

2 市は、子どもが市政に関する質問や意見の表明等を行うことを支援とともに、市政に対して抱く夢や希望を伝える機会を設けるものとする。

(子どもの居場所の確保)

第18条 市は、子どもが自分らしく遊び、休息し、集い、安心して人間関係を作り合うことができる場の確保及び充実に努めるものとする。

(多世代交流の支援)

第19条 市は、それぞれの地域において、多世代交流が図られることにより、子どもの育ちの支援となるよう、交流の啓発及び支援に努めるものとする。

(相談体制の強化)

第20条 市は、子どもが困りごとを安心して相談できるよう、関係機関等と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

2 市は、保護者及び地域住民等からの子ども又は子育てに関する相談について、関係機関等と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

3 市は、保護者の離婚その他家庭の環境が大きく変わる場合において、子どもの利益ができる限り優先されるようその家庭の状況を把握して、特に配慮して相談に応じるよう努めるものとする。

4 市は、子どもの困りごとの相談に関する窓口等の情報の周知に努めるもの

とする。

(切れ目のない子育て支援)

第21条 市は、安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育ち、学ぶことができるよう、子どもの成長に合わせた、切れ目のない子育て支援施策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 施策の推進

第22条 市は、子ども又は子育てに関わる者及び地域社会と一体となって子どもの育つ環境を整え、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定により定める子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るとともに、他の条例、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定により定める鎌倉市教育大綱、その他の計画等と相互に関連させ、総合的に子どもに関する施策の推進を図るものとする。

(周知)

第23条 市は、子ども又は子育てに関わる全ての者のこの条例に対する理解が深まるよう、周知に努めるものとする。

第5章 雜則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年）2月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、議員の期末手当
支給割合の引上げを行うものである。

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{222.5}{100}$ 」を「 $\frac{227.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{227.5}{100}$ 」を「 $\frac{225}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年11月1日から適用する。

(内扱)

- 3 第1条の規定による改正前の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により令和元年11月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第 85 号

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年）2月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人の印鑑登
録に関する必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例

鎌倉市印鑑条例（昭和49年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

(1) 15歳未満の者

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）。ただし、法定代理人が同行し、次条第1項の規定による申請があつた場合を除く。

第4条第1項中「本人であること」の次に「(第2条第2項第2号ただし書に規定する場合にあつては、同行する者が法定代理人であることを含む。)」を加え、同条第2項第1号中「提示」の次に「並びに第2条第2項第2号ただし書に規定する場合にあつては、同行する者が法定代理人であることを証する書面の提示及び当該法定代理人が印鑑の登録に同意する旨を記載した書面の提出」を加える。

第12条第2項第4号を次のように改める。

(4) 意思能力を有しなくなつたとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 2 年（2020年）2月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、市長等の期末手
当支給割合の引上げを行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(常勤特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(昭和32年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{180}{100}$ 」を「 $\frac{185}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{185}{100}$ 」を「 $\frac{182.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(内払)

3 第1条の規定による改正前の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の規定により令和元年12月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 87 号

鎌倉市職員の給与に関する条例等の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年）2月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定等を行うものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条第7項中「 $\frac{92.5}{100}$ 」を「 $\frac{97.5}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{92.5}{100}$ 」を「 $\frac{97.5}{100}$ 」に、「 $\frac{112.5}{100}$ 」を「 $\frac{117.5}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{92.5}{100}$ 」を「 $\frac{97.5}{100}$ 」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条）

職員の区分	級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	470,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	
	9	155,000	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	
	27	185,600	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	
	28	187,300	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	
	29	188,800	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	
	30	190,500	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	
	31	192,300	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	

42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 700	
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 400	
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	442, 100	
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 300	442, 900	
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	402, 000	443, 500	
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	402, 700	444, 300	
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	403, 400	445, 100	
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	403, 900	445, 700	
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	404, 500	446, 300	
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	405, 100	447, 000	
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	405, 700	447, 800	
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	406, 300	448, 600	
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	406, 800	449, 200	
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	407, 500	449, 900	
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	408, 100	450, 600	
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	408, 600	451, 300	
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	408, 900	452, 100	
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	409, 500		
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	410, 200		
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	410, 700		
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	411, 200		
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	411, 900		
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	412, 600		
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	413, 300		
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	413, 700		
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	388, 100	414, 400		
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 800	415, 100		
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	389, 300	415, 800		
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	389, 600	416, 300		
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	390, 300	417, 000		
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	391, 000	417, 700		
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	391, 700	418, 400		
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	392, 200	418, 900		
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	392, 900	419, 600		
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	393, 600	420, 300		
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	394, 200	421, 000		
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 800	394, 700	421, 500		
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 400	395, 300	422, 200		
87	244, 900	292, 700	340, 000	379, 000	395, 900	422, 900		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 600	396, 500	423, 600		

89	246, 100	293, 400	340, 700	380, 200	397, 200	424, 100		
90	246, 600	293, 800	341, 100	380, 800	397, 800	424, 800		
91	246, 900	294, 100	341, 600	381, 400	398, 400	425, 500		
92	247, 300	294, 500	342, 000	382, 000	399, 000	426, 200		
93	247, 600	294, 700	342, 200	382, 700	399, 700	426, 700		
94		294, 900	342, 600	383, 300	400, 300			
95		295, 200	343, 100	383, 900	400, 900			
96		295, 600	343, 500	384, 500	401, 500			
97		295, 800	343, 700	385, 200	402, 200			
98		296, 100	344, 100	385, 800	402, 800			
99		296, 500	344, 500	386, 400	403, 400			
100		296, 900	344, 800	387, 000	404, 000			
101		297, 100	345, 100	387, 700	404, 700			
102		297, 400	345, 500	388, 300				
103		297, 800	345, 900	388, 900				
104		298, 100	346, 300	389, 500				
105		298, 300	346, 800	390, 200				
106		298, 600	347, 200					
107		299, 000	347, 600					
108		299, 300	348, 000					
109		299, 500	348, 500					
110		299, 900	348, 900					
111		300, 300	349, 200					
112		300, 600	349, 500					
113		300, 800	350, 000					
114		301, 000	350, 400					
115		301, 300	350, 700					
116		301, 700	351, 000					
117		301, 900	351, 500					
118		302, 100	351, 900					
119		302, 400	352, 200					
120		302, 700	352, 500					
121		303, 100	353, 000					
122		303, 300	353, 400					
123		303, 600	353, 700					
124		303, 900	354, 000					
125		304, 200	354, 500					
126			354, 900					
127			355, 200					
128			355, 500					
129			356, 000					
130			356, 400					
131			356, 700					
132			357, 000					
133			357, 500					
134			357, 900					
135			358, 200					

	136			358,500					
	137			359,000					
再任用職員		187,700	248,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第6条）

職員の区分	級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	139,900	183,600	195,500	226,800	264,200
	2	140,900	185,100	197,300	228,700	266,000
	3	141,900	186,600	199,100	230,600	267,800
	4	143,000	188,000	200,900	232,500	269,900
	5	143,800	189,200	202,400	234,400	271,600
	6	144,800	190,700	204,200	236,300	273,400
	7	145,800	192,100	206,000	238,200	275,200
	8	146,800	193,400	207,800	240,100	277,200
	9	147,900	194,800	209,400	242,000	279,200
	10	149,200	195,800	211,200	243,900	281,200
	11	150,400	197,100	213,000	245,800	283,100
	12	151,600	198,200	214,800	247,700	285,000
	13	152,700	199,400	216,200	249,600	287,000
	14	153,900	200,500	218,000	251,500	288,900
	15	155,100	201,600	219,700	253,400	290,800
	16	156,300	202,700	221,500	255,300	292,600
	17	157,400	205,200	223,200	257,200	294,400
	18	158,900	206,400	224,900	259,100	296,400
	19	160,400	207,800	226,500	261,000	298,500
	20	161,900	209,100	228,100	262,900	300,500
	21	163,300	210,400	231,500	264,800	302,400
	22	164,700	211,800	233,100	266,700	304,500
	23	166,200	213,200	234,600	268,600	306,500
	24	167,700	214,600	236,200	270,500	308,600
	25	169,100	215,900	237,600	272,400	310,300
	26	170,900	217,500	239,300	274,300	312,400
	27	172,700	219,100	240,800	276,200	314,400
	28	174,500	220,500	242,400	278,100	316,400
	29	176,200	221,700	243,500	280,000	318,100
	30	177,900	223,200	245,000	281,900	320,100
	31	179,600	224,700	246,600	283,500	322,200
	32	181,300	226,000	247,900	285,200	324,300
	33	183,600	226,900	249,400	287,000	325,500
	34	185,100	227,600	250,800	288,600	327,500
	35	186,600	228,500	252,100	290,200	329,400
	36	188,000	229,500	253,500	291,800	331,500
	37	189,200	230,300	255,000	293,300	333,400
	38	190,700	231,800	256,500	295,100	335,300
	39	192,100	233,100	258,200	296,800	337,300
	40	193,400	234,200	260,000	298,600	339,200
	41	194,800	235,600	261,600	300,000	341,100
	42	195,800	236,900	263,300	301,700	343,000
	43	197,100	238,200	264,900	303,300	344,800
	44	198,200	239,500	266,500	304,800	346,700

	45	199, 400	240, 300	268, 400	306, 300	348, 200
	46	200, 500	241, 500	270, 200	307, 900	349, 600
	47	201, 600	242, 800	271, 900	309, 500	351, 100
	48	202, 700	243, 900	273, 600	311, 200	352, 600
	49	203, 600	245, 000	275, 300	312, 200	354, 200
	50	204, 700	246, 200	277, 000	313, 600	355, 000
	51	205, 700	247, 300	278, 800	315, 000	356, 200
	52	206, 700	248, 500	280, 300	316, 500	357, 200
	53	207, 600	249, 800	281, 800	317, 600	358, 100
	54	208, 700	250, 800	283, 700	319, 100	359, 200
	55	209, 800	252, 100	285, 500	320, 500	360, 100
	56	210, 800	253, 400	287, 400	321, 900	361, 200
	57	211, 700	254, 400	289, 000	323, 500	362, 100
	58	212, 600	255, 600	290, 700	324, 700	362, 800
	59	213, 300	256, 500	292, 500	326, 000	363, 500
	60	214, 200	257, 800	294, 300	327, 200	364, 200
	61	215, 100	258, 600	295, 800	328, 300	364, 600
	62	216, 300	259, 600	297, 500	329, 200	365, 200
	63	217, 300	260, 700	299, 000	330, 300	365, 900
	64	218, 200	261, 600	300, 600	331, 400	366, 600
	65	218, 800	262, 800	302, 200	332, 500	366, 900
	66	220, 000	263, 800	303, 900	333, 600	367, 600
	67	221, 100	264, 900	305, 500	334, 600	368, 300
	68	222, 300	265, 600	307, 200	335, 600	369, 000
	69	222, 800	266, 500	308, 100	336, 600	369, 300
	70	223, 900	267, 600	309, 600	337, 600	369, 900
	71	225, 100	268, 800	311, 100	338, 600	370, 600
	72	226, 100	270, 000	312, 700	339, 600	371, 200
	73	226, 900	270, 800	314, 300	340, 500	371, 500
	74	228, 100	271, 800	315, 900	341, 500	372, 100
	75	229, 100	272, 900	317, 500	342, 500	372, 800
	76	230, 200	273, 900	319, 000	343, 500	373, 400
	77	231, 300	274, 900	320, 500	344, 400	373, 800
	78	232, 200	276, 000	321, 700	345, 300	374, 300
	79	233, 300	276, 800	322, 900	346, 200	374, 900
	80	234, 300	277, 900	324, 100	347, 000	375, 400
	81	235, 300	278, 700	324, 800	347, 800	375, 900
	82	236, 300	279, 500	325, 700	348, 600	376, 500
	83	237, 300	280, 300	326, 500	349, 400	377, 000
	84	238, 300	281, 100	327, 300	350, 100	377, 300
	85	239, 400	281, 700	328, 200	350, 800	377, 800
	86	240, 400		328, 600	351, 600	378, 400
	87	241, 100		329, 300	352, 400	379, 000
	88	241, 800		330, 100	353, 100	379, 600
	89	242, 700		330, 900	353, 800	380, 200
	90			331, 600	354, 500	380, 800
	91			332, 300	355, 200	381, 400
	92			333, 000	355, 900	382, 000
	93			333, 500	356, 500	382, 700
	94			334, 100	357, 000	383, 300

	95		334,600	357,500	383,900	
	96		335,200	358,000	384,500	
	97		335,500	358,400	385,200	
	98		336,000	358,900	385,800	
	99		336,400	359,500	386,400	
	100		336,900	359,900	387,000	
	101		337,300	360,500	387,700	
	102		337,800	361,100	388,300	
	103		338,300	361,700	388,900	
	104		338,800	362,100	389,500	
	105		339,100	362,700	390,200	
	106		339,500	363,300		
	107		340,000	363,900		
	108		340,400	364,300		
	109		340,700	364,900		
	110		341,100	365,500		
	111		341,600	366,100		
	112		342,000	366,500		
	113		342,200	367,100		
	114		342,600	367,700		
	115		343,100	368,300		
	116		343,500	368,700		
	117		343,700	369,300		
	118		344,100	369,900		
	119		344,500	370,500		
	120		344,800	370,900		
	121		345,100	371,500		
	122		345,500			
	123		345,900			
	124		346,300			
	125		346,800			
	126		347,200			
	127		347,600			
	128		348,000			
	129		348,500			
再任用 職員		193,600	245,400	250,300	255,200	274,600

備考 この表は、技能労務職に適用する。

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項中「30,100円」を「33,000円」に改める。

第17条第7項中「 $\frac{102.5}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」に、「 $\frac{97.5}{100}$ 」を「 $\frac{95}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{102.5}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」に、「 $\frac{122.5}{100}$ 」を「 $\frac{125}{100}$ 」に、「 $\frac{97.5}{100}$ 」を「 $\frac{95}{100}$ 」に、「 $\frac{117.5}{100}$ 」を「 $\frac{115}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{102.5}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」に、「 $\frac{97.5}{100}$ 」を「 $\frac{95}{100}$ 」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）

の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改め、同条第3項中「190,800円」を「192,300円」に改める。

第6条第2項中「 $\frac{167.5}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に改める。

第4条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{170}{100}$ 」に改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年

6月条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条）

号給 △	職種	一般職1（定例的又は補助的な事務に従事する事務職員又は技術職員）	一般職2（知識経験を必要とする事務に従事する事務職員又は技術職員）
		給料月額	給料月額
1		円 146,100	195,500
2		147,200	197,300
3		148,400	199,100
4		149,500	200,900
5		150,600	202,400
6		151,700	204,200
7		152,800	206,000
8		153,900	207,800
9		155,000	209,400
10		156,300	211,200
11		157,600	213,000
12		158,900	214,800
13		160,100	216,200
14		161,600	218,000
15		163,100	219,700
16		164,700	221,500
17		165,900	223,200
18		167,400	224,900
19		168,900	226,500
20		170,400	228,100
21		171,700	229,500
22		174,400	231,200
23		177,000	232,800
24		179,600	234,400
25		182,200	235,400
26		183,900	236,900
27		185,600	238,300
28		187,300	239,500
29		188,800	240,700
30		190,500	241,900
31		192,300	242,900
32		193,900	244,100
33		195,500	245,400
34		196,900	246,400
35		198,400	247,600
36		199,900	248,900
37		201,200	249,800
38		202,500	251,100
39		203,700	252,300
40		205,000	253,600

41	206, 300	255, 000
42	207, 600	256, 400
43	208, 900	257, 600
44	210, 200	258, 800
45	211, 300	260, 000
46	212, 600	261, 200
47	213, 900	262, 500
48	215, 200	263, 600
49	216, 300	264, 700
50	217, 400	265, 800
51	218, 400	267, 100
52	219, 500	268, 400
53	220, 600	269, 400
54	221, 600	270, 500
55	222, 500	271, 800
56	223, 500	273, 100
57	223, 800	274, 000
58	224, 600	275, 000
59	225, 400	275, 900
60	226, 100	277, 000
61	226, 800	278, 100
62	227, 800	279, 100
63	228, 600	280, 000
64	229, 400	281, 000
65	230, 100	281, 500
66	230, 800	282, 400
67	231, 700	283, 100
68	232, 700	284, 000
69	233, 400	285, 000
70	234, 000	285, 800
71	234, 500	286, 600
72	235, 200	287, 400
73	236, 000	288, 200
74	236, 600	288, 700
75	237, 200	289, 100
76	237, 700	289, 600
77	238, 400	289, 800
78	239, 100	290, 100
79	239, 800	290, 300
80	240, 300	290, 700
81	240, 800	290, 900
82	241, 500	291, 100
83	242, 200	291, 500
84	242, 900	291, 800
85	243, 500	292, 100
86	244, 200	292, 400
87	244, 900	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400

90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301, 000
115		301, 300
116		301, 700
117		301, 900
118		302, 100
119		302, 400
120		302, 700
121		303, 100
122		303, 300
123		303, 600
124		303, 900
125		304, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条）

号給 ＼	職種 技能労務職1（業務に従事する職員）	技能労務職2（技能経験を必要とする業務に従事する職員）
	給料月額	給料月額
	円	円
1	139,900	183,600
2	140,900	185,100
3	141,900	186,600
4	143,000	188,000
5	143,800	189,200
6	144,800	190,700
7	145,800	192,100
8	146,800	193,400
9	147,900	194,800
10	149,200	195,800
11	150,400	197,100
12	151,600	198,200
13	152,700	199,400
14	153,900	200,500
15	155,100	201,600
16	156,300	202,700
17	157,400	205,200
18	158,900	206,400
19	160,400	207,800
20	161,900	209,100
21	163,300	210,400
22	164,700	211,800
23	166,200	213,200
24	167,700	214,600
25	169,100	215,900
26	170,900	217,500
27	172,700	219,100
28	174,500	220,500
29	176,200	221,700
30	177,900	223,200
31	179,600	224,700
32	181,300	226,000
33	183,600	226,900
34	185,100	227,600
35	186,600	228,500
36	188,000	229,500
37	189,200	230,300
38	190,700	231,800
39	192,100	233,100
40	193,400	234,200

41	194, 800	235, 600
42	195, 800	236, 900
43	197, 100	238, 200
44	198, 200	239, 500
45	199, 400	240, 300
46	200, 500	241, 500
47	201, 600	242, 800
48	202, 700	243, 900
49	203, 600	245, 000
50	204, 700	246, 200
51	205, 700	247, 300
52	206, 700	248, 500
53	207, 600	249, 800
54	208, 700	250, 800
55	209, 800	252, 100
56	210, 800	253, 400
57	211, 700	254, 400
58	212, 600	255, 600
59	213, 300	256, 500
60	214, 200	257, 800
61	215, 100	258, 600
62	216, 300	259, 600
63	217, 300	260, 700
64	218, 200	261, 600
65	218, 800	262, 800
66	220, 000	263, 800
67	221, 100	264, 900
68	222, 300	265, 600
69	222, 800	266, 500
70	223, 900	267, 600
71	225, 100	268, 800
72	226, 100	270, 000
73	226, 900	270, 800
74	228, 100	271, 800
75	229, 100	272, 900
76	230, 200	273, 900
77	231, 300	274, 900
78	232, 200	276, 000
79	233, 300	276, 800
80	234, 300	277, 900
81	235, 300	278, 700
82	236, 300	279, 500
83	237, 300	280, 300
84	238, 300	281, 100
85	239, 400	281, 700
86	240, 400	
87	241, 100	
88	241, 800	
89	242, 700	

備考 この表は、技能労務職のフルタイム会計年度任用職員に適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第4条第3項の規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第17条の規定及び改正後の任期付条例第6条の規定は令和元年12月1日から適用する。
(内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鎌倉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 88 号

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年）2月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方公務員法の一部改正を受け、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格事項等に関する必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削り、同条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第17条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第17条の3第1項第1号及び第4項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条第3項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例（昭和30年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年）2月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、同号の前に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「申込み」を「又は申込み」に改め、同条第3項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支

給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条を次のように改める。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項及び第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(イ)又は(ロ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(イ)又は(ロ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

- (イ) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
- (ロ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号並びに同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第27条第1項に規定する」を「第27条第1項の」に改め、「及び法第28条第1項に規定する特例施設型給付費」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子ども又はその保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「第13条第1項」を「第13条」に、「支給認定保護者から受領する利用者負担額その他の金銭」を「教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類」に改め、同条第6号中「第4条第2項に規定する」を「第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの」に改める。

第21条第1項及び第2項、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「、支給認定子ども」を「、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「特定教育・保育の提供により支給認定子ども又はその保護者に対し」を「教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録」を「の規定による特定教育・保育の提供の記録」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「同じ。）が、」を「同じ。）が」に、「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には」を「前項に規定する場合においては」に、「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設

型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第2項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「特別利用教育を」を「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を」に、「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合においては、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「利用している法第19条第1項第1号」とあるのは「利用している法第19条第1項第1号又は第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあっては」に、「小規模保育事業A型をいう。」を「小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に、「同省令」を「同令」に、「小規模保育事業B型をいう。」を「小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に、「にあっては、その利用定員の数を」を「にあっては」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「の数及び」を「及び当該」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」を「をいう。以下この条において同じ。」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（付則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）と同等の能力を有すると市長が認める者
- (2) 事業実施場所以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことによる費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項中「前2項の」を「前2項の規定により」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「前3項の」を「前3項の規定により」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改

め、同項第1号中「物品」の次に「の購入に要する費用」を加え、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「第43条第1項」を「第43条」に、「支給認定保護者から受領する利用者負担額その他の金銭」を「教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類」に改める。

第47条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条を次のように改める。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定に限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が、」を「特定地域型保育事業者が」に、「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの数及び」を「教育・保育給付認定子ども及び当該」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あっては」を「あっては、」に、「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合においては、特定地域型保育には特別利用地域型保育

を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第2項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第2項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項に規定する場合においては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定により、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選又は申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供」を「特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供」に、「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あっては」を「あっては、」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合においては、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

付則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）と、「定める額とする。）をいう。）とあるのは「定める額をいう。）を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

付則第4項の前の見出し、同項及び付則第5項を削り、付則第6項を付則第4項とし、付則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を付則第5項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年度鎌倉市一般会計
補正予算（第12号）

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ248,967千円を
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,540,177千円
とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」
による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年（2020年）2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 市税		35,510,091	396,932	35,907,023
5 市民税		17,549,961	395,676	17,945,637
10 固定資産税		13,698,774	△52,055	13,646,719
15 軽自動車税		157,014	6,477	163,491
20 市たばこ税		698,714	46,802	745,516
30 都市計画税		3,405,628	32	3,405,660
10 地方譲与税		280,400	27,333	307,733
8 地方揮発油譲与税		82,400	△6,400	76,000
10 自動車重量譲与税		198,000	27,000	225,000
15 地方道路譲与税		0	1	1
20 森林環境譲与税		0	6,732	6,732
15 利子割交付金		50,000	△28,000	22,000
5 利子割交付金		50,000	△28,000	22,000
16 配当割交付金		240,000	△38,000	202,000
5 配当割交付金		240,000	△38,000	202,000
19 地方消費税交付金		2,955,200	△78,200	2,877,000
5 地方消費税交付金		2,955,200	△78,200	2,877,000
30 自動車取得税交付金		78,500	4,465	82,965
5 自動車取得税交付金		78,500	4,465	82,965
33 地方特例交付金		458,312	△276,396	181,916
5 地方特例交付金		150,625	△11,839	138,786
10 子ども・子育て支援臨時交付金		307,687	△264,557	43,130
35 地方交付税		29,000	20,000	49,000
5 地方交付税		29,000	20,000	49,000
40 交通安全対策特別交付金		21,000	△1,000	20,000
5 交通安全対策特別交付金		21,000	△1,000	20,000

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
45 分担金及び負担金		519,948	△31,906	488,042
	5 負担金	519,948	△31,906	488,042
50 使用料及び手数料		1,209,129	5,246	1,214,375
	5 使用料	446,111	526	446,637
	10 手数料	741,418	6,320	747,738
	15 証紙収入	21,600	△1,600	20,000
55 国庫支出金		8,550,737	254,058	8,804,795
	5 国庫負担金	6,416,386	245	6,416,631
	10 国庫補助金	2,104,575	253,813	2,358,388
60 県支出金		3,574,726	49,111	3,623,837
	5 県負担金	2,435,244	17,184	2,452,428
	10 県補助金	723,627	40,811	764,438
	15 委託金	415,855	△8,884	406,971
65 財産収入		394,013	△248,672	145,341
	5 財産運用収入	79,008	2,281	81,289
	10 財産売払収入	315,005	△250,953	64,052
70 寄附金		521,239	281,408	802,647
	5 寄附金	521,239	281,408	802,647
75 繰入金		3,129,633	△763,814	2,365,819
	5 基金繰入金	3,127,633	△769,965	2,357,668
	10 他会計繰入金	2,000	6,151	8,151
80 繰越金		1,491,584	152,188	1,643,772
	5 繰越金	1,491,584	152,188	1,643,772
85 諸収入		1,824,432	11,680	1,836,112
	5 延滞金加算金及び過料	100,001	△20,000	80,001
	25 雜入	1,157,063	31,680	1,188,743

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
90 市債		2,627,700	14,600	2,642,300
	5 市債	2,627,700	14,600	2,642,300
	歳 入 合 計	63,789,144	△248,967	63,540,177

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 議会費		441,193	△8,415	432,778
5 議会費		441,193	△8,415	432,778
10 総務費		8,452,563	940,537	9,393,100
5 総務管理費		6,931,565	1,031,119	7,962,684
10 徴稅費		758,168	△54,097	704,071
15 戸籍住民基本台帳費		521,185	△22,538	498,647
20 選挙費		155,517	△10,424	145,093
25 統計調査費		29,585	△550	29,035
30 監査委員費		56,543	△2,973	53,570
15 民生費		25,238,742	△534,525	24,704,217
5 社会福祉費		12,287,369	△36,251	12,251,118
10 児童福祉費		10,716,933	△532,995	10,183,938
15 生活保護費		2,229,467	34,221	2,263,688
20 災害救助費		4,973	500	5,473
20 衛生費		5,732,669	△129,542	5,603,127
5 保健衛生費		1,770,585	△116,806	1,653,779
10 清掃費		3,658,794	635	3,659,429
15 環境対策費		303,290	△13,371	289,919
25 労働費		78,921	△1,880	77,041
5 労働諸費		78,921	△1,880	77,041
30 農林水産業費		107,925	18,468	126,393
5 農業水産業費		107,925	18,468	126,393
35 商工費		1,582,318	△106,542	1,475,776
5 商工費		1,582,318	△106,542	1,475,776
40 観光費		333,759	△36,062	297,697
5 観光費		333,759	△36,062	297,697

款	項	補正前の額	補 正 額	計
45 土木費		千円 8,066,941	千円 △558,364	千円 7,508,577
5 土木管理費		1,556,148	△103,036	1,453,112
10 道路橋りょう費		1,115,357	△140,193	975,164
15 河川費		196,362	△95,650	100,712
20 都市計画費		4,987,795	△204,091	4,783,704
25 住宅費		211,279	△15,394	195,885
50 消防費		2,789,784	19,965	2,809,749
5 消防費		2,789,784	19,965	2,809,749
55 教育費		6,947,659	172,245	7,119,904
5 教育総務費		1,823,904	670,685	2,494,589
10 小学校費		1,618,180	△139,258	1,478,922
15 中学校費		1,084,076	△135,686	948,390
20 社会教育費		1,971,266	△212,733	1,758,533
25 保健体育費		450,233	△10,763	439,470
60 公債費		3,952,495	△21,952	3,930,543
5 公債費		3,952,495	△21,952	3,930,543
65 諸支出金		14,175	△2,900	11,275
5 土地開発公社費		14,175	△2,900	11,275
歳 出 合 計		63,789,144	△248,967	63,540,177

第2表 繼続費補正

1 廃止

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
55 教育費	20 社会教育費	史跡 大町 积迦堂口遺跡 崩落対策事業	千円 124,828	元 2	千円 49,931	千円 —	—	千円 —
					74,897			

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	公的不動産利活用に係る事業者選定支援事業	千円 8,018
35 商工費	05 商工費	(仮称)被災中小企業者復旧支援事業費補助金	21,568
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業 (市道 027-000 号線)	8,822
45 土木費	10 道路橋りょう費	崩落土処分等業務委託事業	26,114
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉駅西口駅前広場整備事業	30,908
45 土木費	20 都市計画費	令和元年度深沢地区交通管理者調整協議資料作成委託事業	10,373
55 教育費	05 教育総務費	GIGAスクール構想対応タブレット端末購入事業	179,955
55 教育費	05 教育総務費	GIGAスクール構想対応高速Wi-Fi化整備事業	653,216

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
文化施設整備事業費	千円 197,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借り入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。	千円 193,400	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借り入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。
本庁舎等施設整備事業費	24,100	同 上	同 上	同 上	9,100	同 上	同 上	同 上
緊急防災基盤整備事業費	86,400	同 上	同 上	同 上	84,900	同 上	同 上	同 上
総務災害復旧事業債	0	同 上	同 上	同 上	108,800	同 上	同 上	同 上
清掃施設整備事業費	33,000	同 上	同 上	同 上	32,700	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	475,600	同 上	同 上	同 上	362,600	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	500,400	同 上	同 上	同 上	457,000	同 上	同 上	同 上
土木災害復旧事業債	0	同 上	同 上	同 上	26,100	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業費	220,400	同 上	同 上	同 上	165,800	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業費	836,300	同 上	同 上	同 上	915,900	同 上	同 上	同 上
史跡保存事業費	53,900	同 上	同 上	同 上	39,900	同 上	同 上	同 上
教育災害復旧事業債	0	同 上	同 上	同 上	46,000	同 上	同 上	同 上
合 計	2,627,700				2,642,300			

議案第 91 号

令和元年度鎌倉市一般会計
補正予算（第13号）

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めると
ころによる。

（継続費の補正）

第1条 継続費の補正は、「第1表 継続費補正」による。

令和2年（2020年）2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 繼続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
55 教育費	10 小学校 費	御成小学校 旧講堂 改修事業	千円 元 441,320	千円 元	94,840	千円 元 521,314	千円 元	94,840
				2	269,237		2	147,641
				3	77,243		3	278,833

令和元年度鎌倉市一般会計
補正予算（第14号）

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,779千円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,555,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正是、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年（2020年）2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		8,804,795	6,526	8,811,321
5 国庫負担金		6,416,631	6,526	6,423,157
75 繰入金		2,365,819	9,253	2,375,072
5 基金繰入金		2,357,668	9,253	2,366,921
歳 入 合 計		63,540,177	15,779	63,555,956

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55 教育費		7,119,904	15,779	7,135,683
	15 中学校費	948,390	9,790	958,180
	20 社会教育費	1,758,533	5,989	1,764,522
	歳 出 合 計	63,540,177	15,779	63,555,956

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
55 教 育 費	15 中 学 校 費	第二中学校法面崩落事業 復旧修繕事業	千円 9,790
55 教 育 費	20 社会教育費	鎌倉生涯学習センター 空調機冷媒漏れ修繕事業	5,989

令和元年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第1号）

令和元年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,705千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、今年度の鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

令和2年（2020年）2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 繰入金		12,490	△2,964	9,526
	5 他会計繰入金	12,490	△2,964	9,526
15 繰越金		2,000	1,259	3,259
	5 繰越金	2,000	1,259	3,259
歳 入 合 計		21,000	△1,705	19,295

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 事業費		19,000	△1,705	17,295
5 事業費		19,000	△1,705	17,295
歳 出 合 計		21,000	△1,705	19,295

令和元年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）

令和元年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,041千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,587,647千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年（2020年）2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 島入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
20 国庫支出金		1	922	923
10 国庫補助金		1	922	923
30 県支出金		11,646,499	228	11,646,727
3 県負担金・補助金		11,646,499	228	11,646,727
40 繰入金		1,875,619	△28,006	1,847,613
5 他会計繰入金		1,735,619	△28,006	1,707,613
45 繰越金		2,000	136,897	138,897
5 繰越金		2,000	136,897	138,897
歳 入 合 計		17,477,606	110,041	17,587,647

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 総務費		273,194	△22,474	250,720
5 総務管理費		185,412	△4,610	180,802
10 徴収費		87,206	△17,864	69,342
10 保険給付費		11,281,567	133,845	11,415,412
5 療養諸費		9,939,257	67,983	10,007,240
10 高額療養費		1,279,182	67,962	1,347,144
20 出産育児諸費		50,428	△2,100	48,328
11 国民健康保険事業費納付金		5,742,494	0	5,742,494
5 医療給付費分		3,948,771	0	3,948,771
25 保健事業費		152,272	△1,332	150,940
3 特定健康診査等事業費		138,826	△1,332	137,494
30 諸支出金		18,002	2	18,004
5 償還金利子及び還付加算金		18,002	2	18,004
歳 出 合 計		17,477,606	110,041	17,587,647

令和元年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 653,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,592,400 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年（2020 年）2 月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 介護保険料		3,692,270	△28,144	3,664,126
	5 介護保険料	3,692,270	△28,144	3,664,126
15 国庫支出金		3,749,023	4,269	3,753,292
	5 国庫負担金	2,835,442	△22,650	2,812,792
	10 国庫補助金	913,581	26,919	940,500
20 県支出金		2,397,259	4,668	2,401,927
	5 県負担金	2,269,544	4,714	2,274,258
	15 県補助金	127,715	△46	127,669
25 支払基金交付金		4,379,855	△8,766	4,371,089
	5 支払基金交付金	4,379,855	△8,766	4,371,089
30 財産収入		296	932	1,228
	5 財産運用収入	296	932	1,228
40 繰入金		2,709,183	△34,430	2,674,753
	5 一般会計繰入金	2,559,372	△16,572	2,542,800
	10 基金繰入金	149,811	△17,858	131,953
45 繰越金		11,195	714,771	725,966
	5 繰越金	11,195	714,771	725,966
歳 入 合 計		16,939,100	653,300	17,592,400

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 総務費		366,245	△5,491	360,754
5 総務管理費		366,245	△5,491	360,754
10 保険給付費		15,707,651	△75,000	15,632,651
5 介護サービス等諸費		15,707,651	△75,000	15,632,651
12 地域支援事業費		843,707	1,520	845,227
5 地域支援事業費		843,707	1,520	845,227
25 基金積立金		10,096	466,776	476,872
5 基金積立金		10,096	466,776	476,872
30 諸支出金		11,201	265,495	276,696
5 償還金及び還付加算金		11,201	265,495	276,696
歳 出 合 計		16,939,100	653,300	17,592,400

令和元年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 75,464 千円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,566,564 千円とす
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

なお、今年度の鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算全体にお
ける元号の表示については、「令和」に統一する。

令和 2 年（2020 年）2 月 12 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 後期高齢者医療保険料		3,255,825	43,917	3,299,742
10 繰入金	5 後期高齢者医療保険料	3,255,825	43,917	3,299,742
15 繰越金	2,207,323	△14,403	2,192,920	
	5 一般会計繰入金	2,207,323	△14,403	2,192,920
	歳 入 合 計	5,491,100	75,464	5,566,564

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 総務費		89,757	△2,152	87,605
5 総務管理費		89,757	△2,152	87,605
10 広域連合納付金		5,386,343	71,465	5,457,808
5 広域連合納付金		5,386,343	71,465	5,457,808
15 諸支出金		13,000	6,151	19,151
10 繰出金		1,000	6,151	7,151
歳 出 合 計		5,491,100	75,464	5,566,564

令和元年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 7 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
4 主要な建設改良費			

（1）管渠事業費	714,283千円	△108,351千円	605,932千円
（2）処理場事業費	263,860千円	4,988千円	268,848千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			

第 1 款 下水道事業収益	7,317,696千円	△32,296千円	7,285,400千円
第 1 項 営業収益	2,982,172千円	△4,156千円	2,978,016千円
第 2 項 営業外収益	4,335,524千円	△28,140千円	4,307,384千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	6,750,185千円	△11,408千円	6,738,777千円
第 1 項 営業費用	5,932,821千円	△18,352千円	5,914,469千円
第 2 項 営業外費用	791,020千円	6,944千円	797,964千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,237,118千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,769千円、引継金170,474千円、当年度分損益勘定留保資金1,546,482千円及び当年度利益剰余金処分額488,393千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,250,962千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,842千円、引継金173,398千円、当年度分損益勘定留保資金1,581,214千円及び当年度利益剰余金処分額457,508千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

収 入

第1款 資本的収入	2,283,498千円	△131,175千円	2,152,323千円
第1項 企業債	1,772,200千円	△78,400千円	1,693,800千円
第2項 他会計補助金	336,448千円	△52,775千円	283,673千円

支 出

第1款 資本的支出	4,520,616千円	△117,331千円	4,403,285千円
第1項 建設改良費	1,097,204千円	△117,331千円	979,873千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,772,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、見直し式で借りられる政府資金及び地方公共団体金資金にて、利見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その条件により、銀行その他に借り入れの日から40年以内に償還する。なお、市財政により期間を短くは延長して償上たは低換えることができる。	千円 1,693,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等による起債または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、見直し式で借りられる政府及び公金資金にて、利見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、付与の条件により、銀行その他に入らなければ、40年内に償還する。市財政により期間を短くは延長して償上たは低換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	366,756千円	△15,135千円	351,621千円

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第10条本文中「当年度利益剰余金のうち488,393千円」を「当年度利益剰余金のうち457,508千円」に改め、減債積立金の処分額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
減債積立金	488,393千円	△30,885千円	457,508千円

令和2年（2020年）2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

報告第 13 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和元年（2019年）5月23日、[REDACTED] 先路

上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年（2020年）2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 損害賠償の額 391,937円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]

3 処分の日 令和元年（2019年）12月18日